

さくら市給食センター整備運営事業

実施方針

令和3年9月17日

栃木県さくら市

栃木県さくら市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「さくら市給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施する方針としている。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	4
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者選定に関する基本的事項.....	6
2 事業者の募集及び選定の手順.....	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	9
4 審査及び選定に関する事項.....	13
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 責任分担に関する基本的な考え方.....	14
2 予想されるリスクと責任分担.....	14
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	14
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 立地条件.....	18
2 施設要件.....	18
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
4 金融機関と市の協議（直接協定）.....	19
5 その他.....	19
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 議会の議決.....	20
2 情報公開及び情報提供.....	20
3 応募に伴う費用負担.....	20
4 実施方針等に関する問合せ先.....	20

別紙 建設予定地位置図

様式 1 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

さくら市給食センター整備事業

(2) 公共施設の管理者の名称

さくら市長 花塚 隆志

(3) 事業の目的

市における学校給食については、氏家地区においては自校方式、喜連川地区においては喜連川給食センターにより、「安全・安心で栄養バランスのとれた給食」並びに「児童生徒の食育の推進」を基本として提供されている。

しかしながら、氏家地区小中学校の自校方式給食調理場（氏家小学校、押上小学校、上松山小学校、南小学校及び氏家中学校）は、いずれも供用開始後30年近くが経過しており、老朽化などによる様々な問題が浮き彫りとなっている。また、喜連川給食センターについては、さくら市では最新のシステムが導入されているが、平成12年の供用開始から19年が経過した現状では、経年劣化による施設の維持・管理・運営について検討が必要となっている。

そのため、市は、これらの給食調理場の統合を含む新たな学校給食センターをPFI手法により整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安心・安全な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(4) 事業の対象となる公共施設等

さくら市給食センター（外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。）

(5) 事業の手法

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

(6) 事業の内容

ア 施設概要

- (ア) 所在地 さくら市鷺宿 4432-2
- (イ) 敷地面積 約18,247㎡
- (ウ) 提供食数 1日当たり4,000食
- (エ) 対象学校 8校（小学校6校、中学校2校）

イ 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年3月末までとする。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 施設整備業務
 - a 事前調査業務
 - b 設計業務（基本設計・実施設計）
 - c 工事監理業務
 - d 建設業務
 - e バイオマスボイラーの導入に係る準備業務
 - f 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - g 調理設備調達業務
 - h 調理備品調達業務
 - i 食器・食缶等調達業務
 - j 事務備品調達業務
 - k 配膳室の什器、備品等調達業務
 - l 配送車調達業務
 - m 近隣対応・周辺対策業務
 - n 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
 - o その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (イ) 開業準備業務
 - a 各種設備・備品等の試運転
 - b 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
 - c 開業準備期間中の施設の維持管理
 - d 本施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - e 従業員等の研修
 - f 調理リハーサル
 - g 配送リハーサル
 - h 給食提供訓練業務
 - i 試食会の開催支援
 - j 施設説明資料の作成
 - k 映像資料の作成
 - l その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (ウ) 維持管理業務
 - a 建築物保守管理業務
 - b 建築設備保守管理業務
 - c 外構等保守管理業務
 - d 調理設備保守管理業務
 - e 各種備品保守管理業務
 - f 清掃業務
 - g 警備業務
 - h 長期修繕計画作成業務
 - i その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (エ) 運営業務
 - a 食材検収補助業務
 - b 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）

- c 配送・回収業務
- d 洗浄等処理業務
- e 廃棄物処理業務
- f 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- g 配送車維持管理業務
- h 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- i 配送校内での配膳業務
- j 食育・喫食促進支援業務
- k 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- l その他これらを実施する上で必要な関連業務

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 食材調達業務
- ・ 食材検収業務
- ・ 献立作成業務
- ・ 検食
- ・ 栄養管理業務
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 食数調整
- ・ 広報業務（見学者対応を含む。）
- ・ 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- ・ 食に関する指導業務
- ・ 衛生管理点検業務
- ・ その他給食提供に係る確認、指導、助言に関する業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。施設整備一時支払金の財源は、交付金、地方債等を想定しているが、対象となる費用や金額等の詳細については、募集要項等で提示する。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する本施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (エ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件

費に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。

(ウ) 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

(7) 事業の実施スケジュール

ア 優先交渉権者の決定	令和4年4月
イ 事業契約の仮契約	令和4年5月
ウ 事業契約の締結	令和4年6月
エ 本施設的设计・建設	事業契約締結日～令和6年6月(約2年)
オ 本施設の引渡し	令和6年6月
カ 開業準備	令和6年7月～令和6年8月(約2か月)
キ 維持管理・運営	令和6年9月～令和21年3月末(約14年7か月)

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

(9) バイオマスボイラーの導入

市は、市が掲げる「バイオマス産業都市構想」に係る取組の一環として、本施設において将来的に給湯用のバイオマスボイラーを導入することを検討している。導入するバイオマスボイラーは、給湯を補助するものとして想定し、給食センターで必要な温水を最大2割ほど賄える規模を想定する。なお、バイオマスボイラーの導入前および導入後においても、通常のボイラーのみで新給食センターにおける調理や洗浄などの業務が問題なく実施できるようにボイラーの選定及び設置を行うこと。

バイオマスボイラーの整備及び維持管理業務は本業務から切り離し、別事業として発注する想定だが、バイオマスボイラーを設置するスペースの確保および将来的にバイオマスボイラーを給湯タンクに接続するための接続口の確保など、導入に向けて必要な業務を本事業に含むこととする。

詳細は要求水準書を確認すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう(PFI法第2条第2項)。

(1) 選定方法

市は、実施方針及び要求水準書(案)(以下「実施方針等」という。)の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市自らが本事業を実施する場合と比較して、事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

ア 本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、本施設の施設整備業務、維持管理

業務及び運營業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ ア及びイによる総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、さくら市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）等で速やかに公表する。

また、評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

市は、参加資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(3) 選考委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者等で構成される「さくら市給食センター整備運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、事業者提案の評価及び審査を行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和3年9月17日（金）	実施方針等の公表
令和3年9月27日（月）	実施方針等に関する説明会
令和3年10月5日（火）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和3年10月19日（火）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和3年12月	特定事業の選定・公表
令和3年12月	募集要項の公表
令和4年1月	募集要項に関する説明会
令和4年1月	募集要項等に関する質問の受付締切
令和4年1月	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年1月	直接対話の実施
令和4年2月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
令和4年2月	参加資格審査結果の通知
令和4年3月	提案書類の受付
令和4年4月	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年5月	基本協定の締結
令和4年5月	事業契約の仮契約締結
令和4年6月	事業契約の締結

(2) 応募手続き等

ウ 実施方針等に関する説明会

市は、実施方針等に関する説明会を開催する。

実施方針等に関する説明会の参加を次のとおり受け付ける。

- ・開催日時 令和3年9月27日(月) 15時開始(受付開始14時30分から)
- ・場所 栃木県さくら市喜連川4420-1
喜連川庁舎 会議室
- ・受付期限 令和3年9月23日(木)16時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第1号様式)

エ 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和3年10月5日(火)16時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第2号様式、第3号様式)

オ 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和3年10月19日(火)に市ウェブサイトにおいて公表する。

カ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

キ 募集要項の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)(以下「募集要項等」という。)を公表する。募集要項等の公表以降の予定は、随時、市ウェブサイトにおいて公表する。

ク 募集要項に関する説明会及び配送校の見学

募集要項に関する説明会及び配送校の見学を必要に応じて開催する。

ケ 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を受け付ける。

コ 募集要項に関する質問に対する回答

募集要項の内容等に関する質問に対する回答書を、市ウェブサイトにおいて公表する。

サ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受けること。

シ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を応募者に通知する。

ス 直接対話の実施

市と事業者の意思疎通を十分に確保するとともに、事業者の意見を聴取し、必要に応じて募集要項に反映することを目的として、市と事業者の直接対話を実施する。

セ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされた者は、市が参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求があった場合、これに対する回答を行う。

ソ 提案書類の受付

本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項において提示する。

タ 優先交渉権者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結

市は、提出された提案書類及び提案価格による選考委員会の審査結果を経て、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は、市と基本協定を締結した後、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）をさくら市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「応募グループ」という。）により構成されるものとし、応募グループの代表企業を定める。

イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて応募グループに含めることができる。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）

エ 応募グループの構成員は、以下の定義により分類される。

代表企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業のうち、応募グループの構成員を代表し応募手続きを行う企業

構成企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業

協力企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cには出資しない企業

オ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできない。また、応募グループの構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募グループの構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、代表企業及び構成企業はS P Cに対して出資を行うこと。代表企業及び構成企業は、S P Cの全株式の50%以上を保有することとする。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

キ 応募グループの構成員は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかにおいて、市内に本店を有する者を2者以上含むよう努めること。また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用等について評価することを予定している。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続き又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、さくら市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (ウ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、さくら市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (エ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、さくら市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (オ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (カ) 提案書類の提出日から基本協定の締結日までの間に、さくら市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと。
- (キ) さくら市暴力団員等排除規則（平成 22 年さくら市規則第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (ク) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 14 条の規定に違反する者でないこと。
- (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (コ) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所として内藤滋法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (サ) 選考委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (シ) 令和 3・4 年度さくら市競争入札参加資格者名簿に登録があること。なお、入札参加資格者名簿への登録は随時申請できるが、申請から名簿掲載決定まで 2 か月かかることに留意すること。
- (ス) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

応募グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(ア) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から d の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次の a から d の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けていること。
- b 令和 3・4 年度さくら市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
なお、入札参加資格者名簿への登録は随時申請できるが、申請から名簿掲載決定まで 2 か月かかることに留意すること。
- c 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,500 m²以上で、平成 23 年度以降に完了した公共施設の実施設の実績を有していること。
- d HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設の実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

(イ) 建設企業

建設業務に当たる者は、市内に本店を有する者を 1 者以上含むこと。

なお、1 者で当たる場合には、次の a から f の全ての要件を満たすこととし、複数の者で当たる場合にはそのうち 1 者は a から f を、他の者は a から d の要件を満たすこととする。

- a 令和 3・4 年度さくら市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録があること。
なお、入札参加資格者名簿への登録は随時申請できるが、申請から名簿掲載決定まで 2 か月かかることに留意すること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- c 当該年度を含む過去 3 年間にさくら市発注工事において工事成績評点 60 点未満の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと。
- d 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。
- e 令和 3・4 年度さくら市競争入札参加資格における総合評点（建築一式工事）が 800 点以上であること。
- f 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延床面積 1,500 m²以上で、平成 23 年度以降に完了した公共施設の施工の実績を有していること。
なお、共同企業体（JV）で施工した場合、JV の構成員数が 3 者の場合は 20% 以上出資した者、2 者の場合は 30% 以上出資した者について実績とみな

す。

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次の a から d の全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から d の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b 令和 3・4 年度さくら市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
なお、入札参加資格者名簿への登録は随時申請できるが、申請から名簿掲載決定まで 2 か月かかることに留意すること。
- c 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延床面積 1,500 m²以上で、平成 23 年度以降に完了した公共施設の実施設設計又は工事監理の実績を有していること。
- d HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設設計又は工事監理、ドライシステムの学校給食施設の実施設設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設設計又は工事監理の実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

(エ) 維持管理企業

維持管理業務に当たる者は、次の a の要件を満たしていること。

維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者が満たしていること。

- a 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延床面積 1,500 m²以上で、平成 23 年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

(オ) 運営企業

運営業務に当たる者は、次の a 及び b の要件を満たしていること。

運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち 1 者が満たしていること。

- a 平成 23 年度以降に、4,000 食/日規模のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の確認基準日から契約締結までの期間に、応募グループの構成員が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選考委員会

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選考委員会が行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を選考委員会及び応募者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、選考委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、順位を決定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し、得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。なお、評価項目や評価方法は、「事業者選定基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「事業者選定基準」に示す。

エ 審査結果

市は、選考委員会による審査結果に基づき、優先交渉権者を決定し、その審査結果を応募者に対して通知するとともに、市ウェブサイト等で公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則としてリスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。また、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

なお、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合には、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関連する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	募集要項等の変更	13	市の事由により、募集要項等に規定した事業の内容や要求水準等が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日以前の金利変動	○	
		15	基準金利確定日以降の金利変動		○
	物価変動（※）	16	本施設の供用開始前の物価変動	○	△
		17	本施設の供用開始後の物価変動	○	△
	資金調達	18	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	19	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		20	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※）	22	戦争、感染症、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△
契約前	応募費用	23	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	24	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	議会の議決が得られない場合	○	○
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計	測量・調査	27	市が実施し、募集要項等とともに開示した測量、調査に関するもの	○	
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合	○	
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の変動	31	市の帰責事由によるもの	○	
		32	事業者の帰責事由によるもの		○
	設計の完了遅延	33	市の帰責事由によるもの	○	
		34	事業者の帰責事由によるもの		○
建設	用地の確保	35	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		36	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
建設	用地の瑕疵	37	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が実施し、募集要項等とともに開示した資料からは予見不可能なもの	○	
		38	本施設建設予定地の地下埋設物の顕在化のうち、市が実施し、募集要項等とともに開示した資料からは予見不可能なもの	○	
		39	上記以外の場合		○
	地質・地盤	40	市が実施し、募集要項等とともに開示した調査結果からは予見不可能な地質・地盤が判明した場合	○	
		41	上記以外の場合		○
	工事遅延	42	市の帰責事由によるもの	○	
		43	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費の変動	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求水準未達	46	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	47	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	48	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理費の変動	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	本施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	上記以外の場合		○
	本施設等の瑕疵	57	瑕疵担保期間内		○
		58	瑕疵担保期間終了後	○	
	光熱水費及び運営費の変動	59	市の帰責事由によるもの	○	
		60	給食調理数の増減によるもの	○	
		61	給食配送校の変更によるもの	○	
		62	電気、ガス、水道料金の単価の改定によるもの	○	
63		給食配送経路の交通事情の変化によるもの		○	
64		事業者の帰責事由によるもの		○	
維持管理・運営	食器等の破損	65	市の帰責事由によるもの	○	
		66	学校、児童・生徒の帰責事由によるもの	○	
		67	事業者の帰責事由によるもの		○
維持管理・運営	異物混入・食中毒	68	食材検収時に確認された調達食材の異常	○	
		69	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		70	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	異物混入・食中毒	71	調理・配送に起因する異物混入		○
		72	学校での配膳以降、児童・生徒に給食が提供される間に発生した異物混入	○	
	アレルギー対応	73	アレルギー等をもつ児童・生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		74	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
		75	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送・配膳の遅延	76	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		77	食材の納入、市による食材検収の遅延によるもの	○	
		78	上記以外の事由によるもの		○
	配送・配膳時の事故・配送校の損傷	79	事業者の帰責事由によるもの		○
		80	上記以外の場合	○	
移管	性能確保、移管手続き	81	事業終了時における本施設の性能確保に関するもの		○
		82	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業者の清算手続きに伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

※：一定範囲までは事業者負担、それ以上は市負担

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 事業用地 さくら市鷺宿 4432-2
- (2) 用途地域 工業専用地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 18,247 m²

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。
詳細は、要求水準書（案）に記載する。

【本施設の区域区分（参考）】

区分区域		諸室等	用途
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室(更衣室、給湯室等)、市職員用玄関、市職員用便所、倉庫 等	・市職員の事務
	共用部分	会議室、見学通路、来客用便所、倉庫、廊下等、施設出入口 等	・外来者の見学、講習、会議等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、調理員用便所、調理員用休憩室 等 ※事業者用玄関は、市職員用玄関と兼用とすることも可能とする。	・調理員の更衣・休憩・食事等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、肉・魚・卵下処理室、野菜下処理室、冷蔵室・冷凍室、米庫、洗米室、食油庫、廃棄物庫、汚染区域用器具洗浄室（検収・下処理ゾーン）、食品庫・調味料庫、物品倉庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、汚染食器洗浄室（洗浄ゾーン）、残渣室、回収風除室、洗剤庫 等	・荷受、検収、根菜野菜類などの洗浄・下処理、魚肉類の下処理、食器及び食缶等の洗浄等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 食品仕分室、炊飯室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物室、アレルギー等対応食調理室、上処理室、和え物室 等 [洗浄ゾーン] 非汚染作業区域用器具洗浄室 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送風除室 等	・調理、食品の盛付け・配食、洗浄後の食器及び食缶の消毒
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、洗濯・乾燥室、配送員用控え室、調理従事者用更衣室、調理従事者用便所、倉庫 等	・調理員が各作業室へ入室するための更衣・休憩・会議等

区分	施設等	用途
付帯施設	機械室、排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、駐車場、駐輪場（自転車等駐車場）、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽、倉庫 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種建築設備機器設置 ・調理作業区域からの排水処理や廃棄物の保管 ・職員や外来者、配送車両の駐車

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

(3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和3年12月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和4年6月市議会定例会に上程する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトにて適宜公表する。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

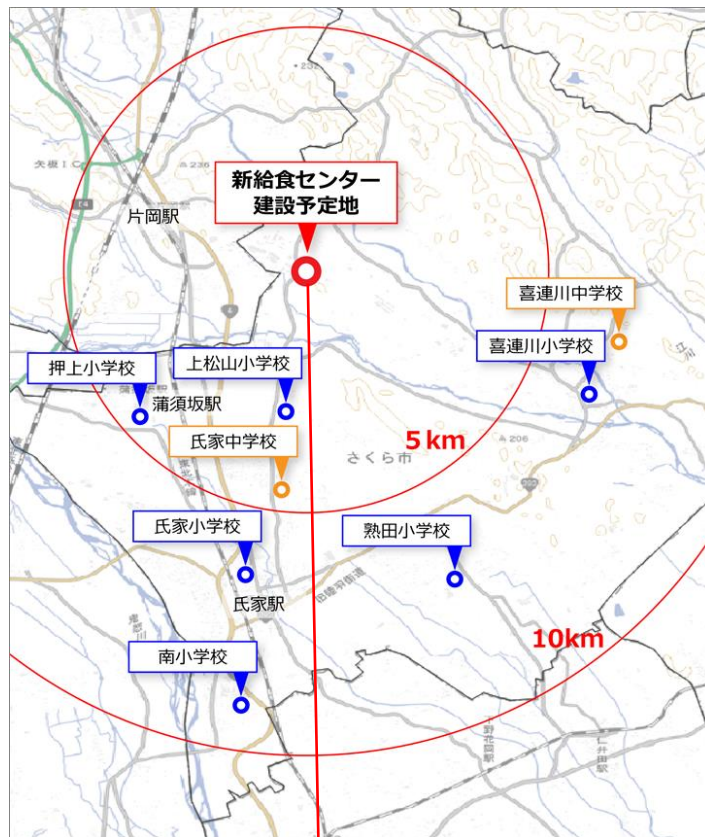
4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署	： さくら市教育委員会事務局 学校教育課
所在地	： 〒329-1492 栃木県さくら市喜連川 4420-1 喜連川庁舎 1階
電話	： 028-686-6620
F A X	： 028-686-5336
電子メールアドレス	： gakukyo@city.tochigi-sakura.lg.jp

別紙 建設予定地位置図

(位置図)



(詳細図)

